

## 二つの地球環境問題と東アジア共同体（その2）

～ E Uの環境政策に見る地域統合への道～

環境委員会調査室 すぎもと かつのり  
杉本 勝則

- ・地球温暖化は、我々に止まらず子孫の世代に影響が及ぶ問題である。また、最新の研究からは、ある種の化学物質が子孫にも影響を及ぼすことが明らかになっている。
- ・これらは人類の未来に係わる最重要の問題でありその対策が急がれるが、これらが明らかになった背景には、コンピュータ等の発達によるサイエンスの深化がある。そして、その対策においてもサイエンスが重要な役割を果たすことになる。
- ・地球温暖化、化学物質対策については、E Uがサイエンスを軸に先進的な試みを行っている。E Uは国家の新しい形態であり、そこには未来の国家像を占う鍵がある。
- ・今、東アジアにおいても通貨・金融、経済を軸に共同体を築く構想がある。通貨・金融、経済だけでなくE Uの行っている地球温暖化対策、化学物質対策に東アジアの国々を結びつける共通の利益、理念を見出せないのか。ここに東アジア共同体創設の鍵がある。
- ・中国史を通し地球温暖化、化学物質問題の本質を明らかにし、その対策を見ることで東アジア共同体へとつながるヒントがないのか、前回と本号にわたり考察する。

前回においては、人類の未来に対する危機として地球温暖化問題、化学物質問題を取り上げるとともにこれらの問題を明らかにしたサイエンスの発達について述べたが、本号においては、この二つの危機に対しE Uでとられている対応の中に、新しい国家形態である地域共同体を支える基本原理が存在するのかを探り、東アジア共同体を構築する上で参考にならないかを考察していく。

### 5 . 地球温暖化に対するE Uの対応

#### ( 1 ) 環境問題に熱心なE U

E Uは、気候変動対策では2020年までに温室効果ガスを20%削減する等の気候変動政策パッケージを、その一つとしての排出量取引制度(E U - E T S)を、また、化学物質対策ではR o H S (ローズ) 指令、R E A C H (リーチ) 規則等、先進的な政策を次々と打ち出している。これらの制度は欧州委員会が提案した政策を加盟各国が受入れたものであり、本来、E U域内でのみ適用を予定されるものであるが、貿易、金融がグローバル化した現代社会においては事実上のグローバルスタンダードとしてE U域内を越えた制度、規制として機能し始めている。このことは、先進地域から後進地域まで存在する27カ国もの加盟各国の利害を調整できる共同体としてのE Uの高い能力を示しているとともに、それを越えたE Uとしてのしたたかな世界戦略が見え隠れしている。E Uが何故、世界に先駆け先進的な環境政策を打ち出せるのか、また、何故、それが域内各国の市民に支持されているのか。その答えを求めると、まずは、E Uにおける環境問題の歴史を辿ってみる。

我が国では高度成長期時代に激しい公害問題を体験し、今また、高度成長を続ける中国では激しい環境汚染・公害病が問題となっているが<sup>1</sup>、ヨーロッパ諸国においても、これまで激しい環境汚染・公害を経験している。例えば、18世紀後半に世界に先駆けて産業革命を起こしたイギリスでは石炭が大量に使われスモッグはロンドンの風物詩にもなっていたが、1952年12月には史上最大の大気汚染公害といわれる「ロンドン・スモッグ事件」が発生している。これは気温の逆転現象（上層に寒気が流れ込み下層の大気が拡散しない）が起こり、工場や暖房用に燃やされた石炭から発生した二酸化硫黄等の有害物質が地表付近で滞留し、これを吸い込み呼吸器疾患等を起こした老人、子どもを中心に総計で12,000人を超える死者が出たものである<sup>2</sup>。

1960年代の初めには、ライン川上流で工業排水と生活排水の流れ込みが進み、これが下流のオランダでは農業と漁業の大きな被害につながっている。ヨーロッパの大河は各国間を流れる国際河川であり、上流国での汚染は下流被害国との間の国際問題になる。汚染対策は国際交渉の場となり、1976年に流域各国が参加する「ライン川汚染防止条約」が調印されている。

また、北欧諸国では1940年代から酸性雨が降り始め、60年代には森と湖のスカンジナビアの優れた自然環境は酸性雨によって深刻な被害を受けたが1967年にはそれらが東西ドイツ、ポーランド、英国等で排出される大気汚染物質が原因であることが科学的に明らかにされた。これを受け北欧諸国は関係各国に大気汚染物質の削減を求め、西欧、中欧、東欧の31カ国が参加する「長距離越境大気汚染に関するジュネーブ条約」が締結されている。

なお、酸性雨被害については、1980年代初めに西ドイツ最大の森林であるシュヴァルトヴァルト（黒い森）のモミの木の被害が拡大し、これが、ドイツが大気汚染物質の積極的削減姿勢に転じる契機となったほか、1983年3月の連邦議会選挙の大きな争点となり環境保護政党「緑の党」の議席獲得につながっている。

このようにヨーロッパでは、環境問題は、国と国とを跨ぐ国際問題として、国際交渉の場を通して解決されてきた。言い換えれば、環境保持、健康保持という共通の利益の実現のためには、国家という枠を超える運命共同体的な下地が形成されてきたのである。そして、この国境をまたがる環境問題に対する意識は、1986年4月に発生したチェルノブイリ原発事故という全ヨーロッパにまたがる、放射性物質という究極の環境汚染で一気に高まるのである<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 中国の環境問題については、『立法と調査』285号（2008.9）35～49頁を参照。

<sup>2</sup> 我が国においても1960年代に四日市ぜん息をはじめとする大気汚染による公害病患者が多発したが、このイギリスでの教訓が事前にかかれていなかったのである。また、現在の中国において改善の努力は始まっているが、激しい大気汚染が見られイギリスや我が国の教訓がかされていらない。

<sup>3</sup> 東アジアにおいてはヨーロッパに見られるほどの大規模な国際的環境汚染問題はないが、各国の経済発展に伴い国境を越えた汚染物質の飛来や酸性雨問題が発生しており、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」等が稼働している。

地球温暖化問題についてはどうであろうか。ヨーロッパでは、アルプスでのスキーシーズンの雪不足や氷河が急速に融けだす等、目に見える形で温暖化の影響が現れている。また、2002年夏にはヨーロッパ各地で数百年に一度の大洪水が襲い27人が死亡、23万人以上が避難している。2003年夏にはヨーロッパを熱波が襲い、熱中症などで高齢者を中心に最近のある集計では5万2千人以上の死を出しているなど、温暖化の影響が人々の生命、身体、財産を犯し始めていることが身をもって体験されている。

## (2) EUの温暖化対策

このようにEU諸国においては、大気汚染、水質汚染等の環境問題に対する関心はきわめて高く対策がとられてきたが地球温暖化問題についても早くから認識され、対策がとられている。

例えば、ドイツでは、1987年には連邦議会で超党派の議員と専門家からなる地球温暖化に関する調査委員会が組織され<sup>4</sup>、1990年5月に「さらなる温室効果によって人類は想像も出来ない規模の危機にさらされている。何も対策を講じなければ、地球上のすべての地域で劇的な結末を迎えることを覚悟しなければならない」とする中間報告が出されている。また、政府も同年6月に当時のコール首相は「CO<sub>2</sub>削減のための省庁間作業チーム」を立ち上げ、11月にはこの作業チームの報告を基に「エネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出を2005年までに(87年比で)25%削減する」という目標を閣議決定している。

また、温暖化対策における経済的効果についても、2007年には、連邦政府の「統合的エネルギー・気候プログラム」において分析がなされ、多くの対策において省エネ策によるメリットが投資コストを上回っているとしている<sup>5</sup>。

イギリスにおいてもCO<sub>2</sub>排出の約半分を占める大規模排出源(発電所と産業)でのエネルギー効率の向上とCO<sub>2</sub>の排出削減の仕組みづくりが早くから行われており、イギリス産業連盟の会長であったマーシャル卿がイギリス財務省から依頼を受けて発表した「マーシャル・レポート」(1998年11月)では、京都議定書とそれ以降の中長期的削減を実現していくには炭素に価格をつける経済的仕組みが必要として、大規模排出事業者には排出量取引制度とエネルギー効率改善を、比較的小規模事業者を含むすべてのセクターに対する炭素税の提案を行っている。この提案を受け、2001年には「気候変動税」及び産業界と政府との間の排出削減に関する「気候変動協定」を実施し、協定を締結している事業者が協定での目標を超過して達成した場合には気候変動税の80%を免除することとした。さらに、2002年には世界で初めての義務参加型国内排出量取引制度を導入している。

このようにEU域内においては各国で温暖化対策が行われていたが、京都議定書ではE

<sup>4</sup> その前年の1986年4月にチェルノブイリ原発事故、11月にライン川で大規模な環境汚染事故が発生して環境問題について非常に敏感になっていたところに地球温暖化問題が起こり、速やかな対応がとられている。

<sup>5</sup> この分析では主な対策の全体で見ると、CO<sub>2</sub>の削減コストは1トン当たりマイナス27ユーロ(約3,600円)、つまり削減コストを上回る利益が発生するとしている。

U全体として - 8%の温室効果ガス削減目標が割り当てられている。このため 15カ国にわたる加盟各国（拡大前のEU）の削減実績を積み上げることで最終的にEU全体として - 8%の削減目標を達成していかなければならず、以下の対策がとられているのである。

#### ア EU気候変動政策パッケージ

2009年4月、EU気候変動政策パッケージ（「気候変動・エネルギー包括法」）が採択された。この法律は、法的拘束力がある2020年までの目標として、温室効果ガスを1990年比で少なくとも20%削減すること、最終消費エネルギーの20%を再生可能エネルギーにすること、エネルギー消費効率を20%改善すること、という「3つの20」が柱となっており、さらにポスト京都議定書の枠組みで、他の先進国と発展途上国が温室効果ガス削減の取組で相応の貢献を約束するのであれば、EUは、30%まで削減率を高める用意があるとするものである。

この包括法は、EU域内排出量取引制度（EU-ETS）の改定に関する指令、EU-ETSの非対象部門からの排出量について、法的拘束力のある国別目標の設定を行う、共同分担の決定、再生可能エネルギー源の比率を増加させるために、法的拘束力のある国別目標を設定した指令、安全で環境に優しいCO<sub>2</sub>回収・貯留技術（CCS）利用のための法的枠組みの策定に関する指令の4つの法令で構成されているが、簡単に言うと、電力や製鉄、パルプ、セメント等エネルギー多消費型の製造業（ETS部門、EU全体の温室効果ガス排出量の約40%）については排出量取引により温室効果ガスを2005年比で「21%」削減し、小規模発生源であるため排出量取引制度になじまない運輸、建物、農業、廃棄物等（非ETS部門、EU全体の温室効果ガス排出量の約60%）については、加盟国ごとに義務的な削減目標を設定し、各加盟国がそれぞれ税制、交通管理、再生可能エネルギーの普及等の政策を行うことで2005年比で「10%」削減し、トータルで2005年比14%（1990年比では20%）の削減目標を達成しようというものである。

ここで注目していただきたいのは、このパッケージは27カ国というドイツ、イギリス等の先進地域もあれば、旧東欧諸国という後進地域を抱えたEUが各国毎の様々な事情を乗り越えて各国の役割分担を定めていることである。そして、この役割分担を定めるに当たっては、「費用効率性（柔軟性と市場を基礎とする制度の導入）」と「衡平（一人当たりGDPに応じた加盟国間での異なる努力）」という客観的、経済学的なアプローチが基準として用いられているということである。

具体的には、2020年までに温室効果ガスを20%削減するという削減目標を最も費用効果的に達成するため、「費用効率性」のアプローチに従って、EU-ETSセクターと非EU-ETSの限界削減費用が等しくなるように削減目標が割り振られ（上述の「21%」と「10%」の削減）、非EU-ETS分野の削減目標（「10%」の削減）の加盟国別の分担（図1 例えば、デンマークでは-20%だが、ブルガリアでは+20%）再生可能エネルギー源の比率目標（デンマーク+30%、ブルガリア+16%）などは、「衡平」アプローチに従って算出されているという点である。

これは、後ほど述べるEU-ETSにおいても、排出量の割当方法や国際競争力、カーボン・リーケージ（CO<sub>2</sub>排出にかかる規制を嫌い、排出源の企業等が規制のない海外に移転する）を防ぐための措置が、一定の明確な客観的基準とこの基準を当てはめた計算式によって決定されているのと同様であるが、27カ国という個別的利害の異なる国々を一つにまとめていくためには多少の不満が残っても誰しものが納得できる客観的な基準が必要となるのである<sup>6</sup>。そして、この客観的な基準となり得るものは、地球温暖化とその影響という面では自然科学であり、経済合理性、衡平性という面では社会科学というサイエンスなのである。

図1 EU気候変動政策パッケージの国別目標

法的拘束力がある 2020 年までの国別目標		
	EU ETS 制度の非対象部門における CO <sub>2</sub> 排出量の変化 (2005 年比)	最終エネルギーの需要における再生可能エネルギー源の比率目標(2020 年)
オーストリア	-16.0%	34%
ベルギー	-15.0%	13%
ブルガリア	20.0%	16%
キプロス	-5.0%	13%
チェコ	9.0%	13%
デンマーク	-20.0%	30%
エストニア	11.0%	25%
フィンランド	-16.0%	38%
フランス	-14.0%	23%
ドイツ	-14.0%	18%
ギリシャ	-4.0%	18%
ハンガリー	10.0%	13%
アイルランド	-20.0%	16%
イタリア	-13.0%	17%
ラトビア	17.0%	40%
リトアニア	15.0%	23%
ルクセンブルグ	-20.0%	11%
マルタ	5.0%	10%
オランダ	-16.0%	14%
ポーランド	14.0%	15%
ポルトガル	1.0%	31%
ルーマニア	19.0%	24%
スロバキア	13.0%	14%
スロベニア	4.0%	25%
スペイン	-10.0%	20%
スウェーデン	-17.0%	49%
英国	-16.0%	15%

出所：NEDO海外レポート

ローマ帝国、中華帝国のような多民族・多宗教を内包しつつも大きな領域を統治する帝国にしる、ソビエト連邦のような構成共和国が条約により参加する形式の国家にしる、帝国、連邦内の多くの問題は話し合いにより平和的に解決されてきたが、話し合いがつかない場合の最終的な問題解決は軍事力を含む強大な「権力」によって行われていた。しかし、むやみに軍事力等強大な権力を行使できない現代においては、加盟各国をつなぎとめるのは当該共同体への参加「利益」と利害調整についての納得できる「説明」であろう。そして、この「説明」を行うツールがサイエンスであり、サイエンスに対する信頼感が「権威」

<sup>6</sup> 京都議定書、ポスト京都議定書の各国別排出削減目標等についても特別作業部会（AWG）で、各国が納得できる客観的基準を探るための地道な作業が行われている。ただ、先進地域と後進地域があるものの比較的均質のEUと先進国と後進国とで著しい格差、利害対立のある国際社会ではその調整の困難度も異なるであろう。

となり、この「権威」が国家統治の大きな力となるのである。権力（パワー）の時代から権威（サイエンス）の時代へ、拡大し利害関係が大きく異なる構成諸国を束ねている拡大EUの姿を見ると大きな時代の流れを感じるのであるが如何であろうか。

#### イ EU域内排出量取引制度（EU-ETS）

EU気候変動政策パッケージの一つの柱として排出量取引制度の改定があるのでこれについても触れておく。

排出量取引制度とは、簡単に言ってしまえば、地球全体のCO<sub>2</sub>排出量を減らすために最も経済的、合理的であるのは、削減枠を実現するための削減コストが高くつく者は、低コストで削減でき、より多くのCO<sub>2</sub>削減を出来る者から排出量を買ってくればよいという経済原理を制度化したものである<sup>7</sup>。

EUではこの制度を2005年1月から始め、2005年から2007年までを第1フェーズ、2008年から2012年までを第2フェーズとして実施しているが、2013年から2020年までの第3フェーズの枠組みが今回のEU気候変動政策パッケージで決定された。

図2 EU域内排出量取引制度の仕組み

	第1フェーズ (2005-2007)	第2フェーズ (2008-2012)	第3フェーズ (2013-2020)
削減目標	05年排出量比+8.3% (05~07年の期間平均)	05年の排出量比▲5.6% (08~12年の期間平均)	05年の排出量比▲21% (20年時点)
削減実績	+0.98% (05年比07年排出実績)	-3.06% (07年比08年排出実績)	N/A
割当方法	グランドファザリングによる割当が中心。 (オークションは最大5%まで可能とされたが、実施した国はわずか)	グランドファザリングによる割当が中心。 (ただし、一部の国においてはベンチマーキングによる割当が増加。オークションは最大10%だが、実施予定の国は、第1フェーズより増加。)	産業部門：2013年に20%オークション。 2020年に70%、2027年に100%へ。 発電部門：原則100%オークション。火力発電の割合が高く一人当たりGDPの少ない加盟国は2013年に最低30%とし、遅くとも2020年に100%オークション。
対象ガス	CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> 。一部の国は他の温室効果ガスにも拡大予定。	CO <sub>2</sub> 、N <sub>2</sub> O(化学)、PFC(アルミ)
対象部門	エネ転、産業部門に限定 (約11,500事業所)	航空部門への拡大(2012年以降)を決定	アルミ、化学(アンモニア等)、航空部門等を追加
カバレッジ	EU域内のCO <sub>2</sub> 排出量の約49%	N/A	N/A
課徴金	€40/t-CO <sub>2</sub>	€100/t-CO <sub>2</sub>	消費者物価指数により毎年スライド
CDM/JI活用可能量	制限なし(ただし、実績ゼロ)	最大20%等の上限あり	2005年の排出実績の3%が上限。 一定要件を満たす加盟国は、最貧国又は島嶼国のプロジェクトから追加的に1%
国際競争力問題への対処措置	特に規定なし	特に規定なし	直接・間接費用の増加分と総輸出入額の割合からみて深刻な影響のある部門には100%無償割当。深刻ではないが影響のある部門には、無償割当の割合を2013年80%、2020年30%と段階的に削減。

出所：環境省資料

<sup>7</sup> 排出量取引制度の最大のメリットは、キャップをかけることにより確実にCO<sub>2</sub>を削減できることである。制度の実行においては投機等の問題も発生するが、地球にとっては確実にCO<sub>2</sub>が削減できる制度が望ましい。もっとも、投機等により制度が歪められ人々の信頼が失われれば制度が機能しなくなるので、その対策は非常に重要である。

EU - ETSについては、総排出上限（キャップ）のかけ方が不公平であるとか排出量取引が投機の対象となり本来の削減機能が発揮できない等様々な問題点が指摘されているが、EUでは図2にあるようにこれらの問題を各フェーズ毎に見直し、順次改善してきている。特に、第3フェーズにおいてはオークション制度への全面移行、直接・間接費用の増加分と総輸出入額の割合から見て深刻な影響のある部門には排出枠の100%無償割当など国際競争力への配慮規定も設けられるなど、我が国が今後排出量取引制度を本格導入するに当たっての参考となる制度を盛り込んでいる。

このEU - ETSの成果についてみると、第2フェーズにおいては、07年比08年排出削減実績は-3.06%となっているが、いずれにしても新しい制度を始めるときはいろいろと問題が出てくるのは当然であり、非本質的な部分での不都合性はその改善で対処すべきであって、制度を止めてしまうというような短絡的思考はとるべきでない。温室効果ガスを削減するという確たる理念に基づき、その有効性を実証しつつ段階的に制度を充実していくことが制度に参加する人々の安心と信頼につながるし、現在、試行で行われている我が国の国内排出量取引制度の本格実施、さらには、将来を見据えた東アジア各国の排出量取引制度の統合を考える上で必要ではないだろうか。

排出量取引制度を理解するとき、その経済的機能がどのようなものであるかを考えることが特に重要である。結論から先に言うと、排出量取引はCO<sub>2</sub>を中心とする温室効果ガスを削減するための制度であるが、その手段として用いられているものは排出量（権）という権利を売買する金融・商品取引そのものといってよいものである。したがって、投機等への対処の仕方も市場監視の強化や、トービン税的なものの創設等金融取引に類似したものとなる。

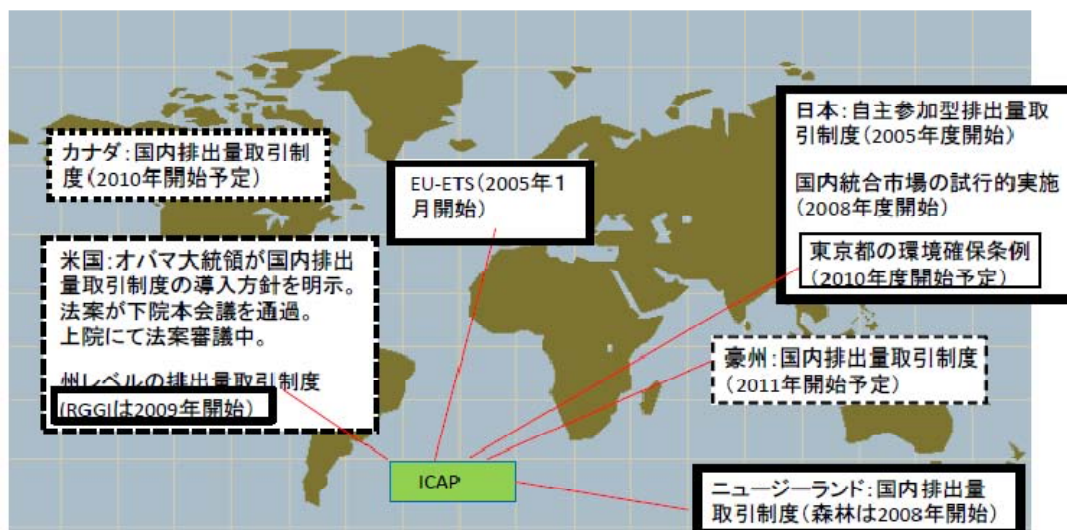
世界の排出量取引市場は、現在、EU域内でのみ流通しているEU - ETSと京都議定書で認めている国連公認の国際通貨とでも言いうるCDM（クリーン開発メカニズム）とJI（共同実施）があるが、米国、カナダでの州レベルでの取引制度、我が国での国内統合市場の試行的実施等各地で排出量取引市場開設に向けた動きが盛んであり、これら全国各地域の排出量取引制度を国際的にリンクするためのルール作りを行う国際炭素行動パートナーシップ（ICAP、2007年10月）が創設されている（図3参照）。

排出量取引は、CO<sub>2</sub>という何処にでもある、しかも、通常、無価値の気体が取引対象になることからこれを金融取引と理解しづらいかもしれないが、例えば、紙幣は、ただの紙切れに過ぎないものを法律等で価値があると決めるから価値があるのであり、CO<sub>2</sub>についてもその削減量に応じて価値があると法律や国際的約束で認められれば、それは金塊や他の金融商品と同様に有価値物となり取引の対象になるのである。

東アジア共同体構想において通貨統合が重要なテーマとなっているが、今、EUではEU - ETSという新しい域内通貨（金融商品）が生まれ、他の地域でもそれぞれの域内で排出量という域内通貨（金融商品）が生まれようとしている。そして、これを統合して共通に取引できるようなものにしようとするICAPの動きがあるが、これなどは、通貨バ

スケットによるのか、人民元（日本円）によるのか、あるいはユーロのような共通通貨を作るべきか、いろいろ議論されている東アジアの通貨統合の問題と平行に考えられる問題ではないだろうか。

図3 世界の排出量取引制度（実施と検討状況）



出所：環境省資料

#### ウ EU域内各国の対策

このようにEUでは、EUとしての温暖化対策を行っているが、加盟各国は独自の政策も行っている。

例えば、イギリスでは気候変動法を採択し、2050年のCO<sub>2</sub>削減目標を-80%とすることを法律で定めており、ドイツ等では、太陽光発電電力等の買取りを20年間固定の価格で買取りを保証する固定価格買取制度(FIT)を導入し、投資リスクのないこの制度は人気を呼び、太陽光発電等の設置が急速に進んでいる<sup>8</sup>。

固定価格買取制度については、近時、各方面で紹介されているので、ここでは、より重要なイギリス気候変動法について述べてみたい。

イギリスでは、従来から地球温暖化に関する関心が高かったが、2007年6月から7月にかけての豪雨、洪水の多発や、また、ロンドン、テムズ川の河口から50km以上離れているにもかかわらず高潮の被害を受けやすく、ロンドンが大型化した嵐による高潮被害で水没するパニック映画なども放映される<sup>9</sup>など、温暖化対策に対する関心が一段と高まって

<sup>8</sup> 固定価格買取制度の問題点については、『立法と調査』288号(2009.1)156～158頁参照。

<sup>9</sup> イギリスでは、1953年の北海の高潮で307人が亡くなり、テムズ川を遡る高潮からロンドンを守るためのテムズ・バリアと呼ばれる巨大な堰が設けられている。映画「デイ・アフター」はこの堰が破られロンドンが水没する物語であるが、温暖化による水面上昇で高潮による被害が懸念されている。



きている。この状況下でイギリス気候変動法が2008年11月に成立したが、この法案の審議過程において最も重要なことは、温室効果ガスの削減義務が強化されたことである。

すなわち、当初、法案は2050年におけるCO<sub>2</sub>排出量を1990年比で60%削減する目標の法制化を内容としていたが、国連の人間開発報告書が先進国の2050年の温室効果ガス削減目標は1990年比で80%でなければならないとしていることやNGOの働きかけを受け、審議の過程でこれを80%の削減とすることとしたのである。

温室効果ガスの80%削減については、その後、2009年7月のG8イタリア・ラクイラサミットで「先進国全体で2050年までに温室効果ガスを80%以上削減するとの目標を支持する」ことが首脳文書に盛り込まれているが、その前にイギリスがこれを法律として制定したことの意義は非常に大きい。

筆者の論理でいけば、紙幣が法律によって価値を与えられたのと同様に、CO<sub>2</sub>の削減が、法律によって長期的、安定的な価値を与えられたのである。このことは、現在行われている排出量取引を将来も(少なくとも2050年までは)安心して行えるということである。また、CO<sub>2</sub>の削減量の多寡を金鉱脈の埋蔵量と平行に考えるなら、削減義務が60%から80%に増えるということは、それだけ、可採埋蔵量が増えると考えられなくもなく、世界の金融センターであるシティーを擁するイギリスにとっては排出量取引市場の活性化につながる。今回の措置は、イギリスにとって必ずしも不利になるものではないと思うのであるが如何であろうか<sup>10</sup>。

少し脇道にそれるが、この気候変動法の中に我が国の行政の在り方、官僚の在り方に関し参考になるのではと思う規定があるので紹介する。

それは廃棄物削減制度(同法第71条以下)に関する規定の中にあるが、同法では、新たに廃棄物削減制度を始めるに当たって、まずパイロット事業を行うこととし、その結果がよければ担当大臣は当該廃棄物削減規定を全国的に施行されるように定めるが、パイロット事業の結果が思わしくない場合には、当該廃棄物削減規定を廃止する命令を定めることを規定している。この規定は、ごく当然のことを言っているものであるし、我が国においても新たな事業が行われるときには小規模なパイロット事業が行われることもあり、その結果が思わしくないときには本事業が行われない。しかし、多くの場合、新規事業が一たび始まると途中で合理性、妥当性がないのが分かってきても、事業をなかなか止められないのが現実である。その原因としては、事業が利権の場となってしまう場合もあるが、公務員にとっては自らの誤りを認めることは致命傷となりかねないことからくる官僚無謬論もあると思う。時代とともに変化する行政において新たに始める制度が完全無欠ということはあり得ないし、最高の責任回避方法は何もしないこととばかりにサボタージュ

---

<sup>10</sup> 国連公認の排出権であるCDM, JIの一次購入者の国別割合では英国が第1位で、全体の4割弱を取得している。また、CO<sub>2</sub>削減が金と同じような機能を持つことが可能なことから炭素(CO<sub>2</sub>)本位制を主張する考えがある。しかし、CO<sub>2</sub>の場合、例えば、核融合発電の実用化など技術革命によってCO<sub>2</sub>の大幅削減が可能になった途端、それは無価値物になるので本位制への発展は困難であろう。

ユを決められると問題は解決しなくなる。とするなら、事業がうまく行かない場合には立法を行う議会の責任において、その事業を辞めることを法律で予め定めておけば、行政においても責任追及のリスクを負わず、新たな事業を始められるし、冷静な合理的判断で事業継続の有無を判断できるのではないだろうか。

## 6 . 化学物質に対する E U の対応

### ( 1 ) R E A C H 規則

化学物質に対しても E U は先進的な試みを行っている。

R E A C H 規則とは、人の健康と環境の保護、欧州化学産業の競争力の維持向上などを目的に化学物質の登録・評価・認可及び制限を行うものであるが、具体的には、新規化学物質だけでなく、既存化学物質についても事業者ごとに登録を義務付けたほか、成型品の製造・輸入者に対しても一定条件の物質が含まれる場合には登録や届出を義務付ける、

化学物質の使用には企業が責任を持ってリスク評価を実施する、製品に含まれる化学物質情報を企業間で伝達することを義務付ける等の措置を講じることを定めている。

このように R E A C H 規則は化学物質について事業者が登録し、自らリスク評価を行い、安全性や取扱いに関する情報を共有させる制度であるが、業界関係者でもない限り制度の説明を聞いただけではその重要性は認識できないであろう。また、この規則をクリアしなければ E U 域内で化学物質を製造したり、販売したり、使用することが出来なくなるが、規制は E U 域内のみに適用されるものなので域外の事業者にとっては関係ないと思うであろう。しかし、E U 域内に製品を「輸出」する場合( E U 域内の輸入業者に規制がかかる ) には E U 域外の事業者にも R E A C H 規則が適用されるということであり、E U が 5 億人近くの人口を有する巨大市場であることを考えると、この R E A C H 規則をクリアできるか否かは域外事業者にとっても死活問題になるのである。

### ( 2 ) R o H S 指令

また、この R E A C H 規則に先立つ 2006 年 7 月、E U は R o H S 指令 ( 電気・電子機器中の特定の危険物質の使用制限に関する指令 ) を発している。

R o H S 指令は、人や自然環境が有害物質によって悪影響を受けるのを防ぐため、特定の有害物質を電気・電子機器に使うことを禁止するもので、カドミウム、水銀、鉛、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル ( P B B ) 、ポリ臭化ジフェニルエーテル ( P B D E ) 等 6 種類の物質の使用を禁じている。

この R o H S 指令は、電気・電子機器を対象とした回収やリサイクルに関する規制である W E E E 指令とセットで運用されており、W E E E 指令に基づく電気・電子機器の回収・リサイクルを容易にし、廃棄時の環境への影響を低減するという目的で、R o H S 指令で有害物質の使用を規制している。

この R o H S 指令をめぐっては、これに先立つ 2001 年 10 月にソニーのゲーム機器内の配線被覆からオランダ政府の規制値以上のカドミウムが検出され陸揚げが禁止されるといふ事件が発生し、その結果、ソニーは 190 億円の損害を被っている ( いわゆる「ソニー・

ショック」)。グローバル企業にとっては、各国の規制の個別対応では世界の環境をめぐる規制強化に間に合わないことが明らかになり、ソニーはこの教訓を活かし、ソニー独自の世界一厳しい基準（ソニー・スタンダード）を設けている。

このR o H S 指令もその適用対象はE U域内であるが、E Uに製品を輸出するためにはR o H S 指令に従わざるを得ない。この場合、企業はE U市場向けだけに仕様を変えらるゝことで対応することも可能であるが、他地域向け仕様の製品がE U向けに混じりソニー・ショックのような大きな損害を及ぼすリスクがある。また、各地向けの仕様を複雑にすることでリスクとコストも高くついてしまうことになる。このことから企業は最も厳しい基準を満たす仕様へと向かい、結局、E U向け仕様だけを生産するようになり、R E A C H 指令やR o H S 指令が事実上のグローバルスタンダードになるのである。

### （ 3 ） E U 基準のグローバルスタンダード化

このほかE Uでは、例えば、日本が得意なはずの自動車のE T C（自動料金収受システム）についてもアジア諸国はE U基準を採用し、高性能の日本製でなく無名のE Uメーカーの製品がアジア市場を席捲することになる。また、食品や食料の分野でもE U基準の浸透で、最も安全性の高い食品・食料はE U向けに出荷され、それ以外のものが日本や他地域に出荷されるという状況になってきている。

工業製品の分野においては、これまでD V DやパソコンのO S（基本ソフト）に見られたように、企業が独自に製品規格を作り、市場競争に勝ったものが「デファクト・スタンダード（事実上の基準）」としてグローバルスタンダードとなってきた。しかし、E Uは、「デジュール・スタンダード（公的標準）」という、未だ実際には市場に製品が存在しない次世代の技術についても予め半ば公的に規格を決めておいて、当初は、E U域内における標準化をはかり、それを域外にも広げる戦略をとっている<sup>11</sup>。このような動きが、工業製品の分野だけでなく温暖化対策、化学物質対策でも起こっているのである。

## 7 . E U の環境政策と地域共同体

これまで、E Uにおける温暖化対策、化学物質対策を見ることで地域共同体を創設するに当たって参考となる利益面、価値面について述べてきたが、ここではE Uにおける政策決定過程、立法過程におけるシステムの中に地域共同体を運営する上で参考とすべきものがないかを見ていく。

### （ 1 ） 欧州委員会主導の環境政策

---

<sup>11</sup> アジアを席捲するE Uスタンダードについては、「フォーサイト」（新潮社）2008年2月号加瀬雄一他に詳しい。東アジア共同体を考えると日本人は得てしてその経済的關係から東南アジアとの結び付きが強いと思いがちであるが、欧州の植民地だった国々は旧宗主国の指導で作られた法体系、指導層の留学先を通して欧州との結び付きが強いことを忘れてはならない。

まず、E Uが加盟各国の共同体であることから、政策決定過程、立法過程は我が国におけるものとは大きく異なるので、その制度、機関について簡単に述べておく。

E Uでは、欧州統合の過程において、最高意思決定機関としての加盟国の首脳からなる「欧州理事会」、立法機関として加盟国の閣僚からなる「欧州連合（閣僚）理事会」、行政執行機関として加盟国から委員が1人ずつ選ばれる「欧州委員会」が創設されてきた。我が国の国会に当たる「欧州議会」は、当初、各加盟国の議員が欧州議会議員を兼ね、権限も限られ、欧州連合理事会の諮問機関的な役割を果たしていたが、1979年に直接選挙による選出が行われて以降、基本条約の修正のたびに立法権限が強化され、欧州議会が関与しない立法は事実上存在しなくなってきている。しかし、欧州議会は法案の提出権を有さず、E Uの柱とする分野については「欧州委員会」が唯一法案の提出権を有している。また、欧州委員会の提出する法案は経済分野での規制に集中しており、環境や健康に関するものについては危険性が高い場合に予め予防的に規制を行う予防原則に基づくものが多い。

この欧州委員会の委員（27人）は各国から選ばれるが、自らの出身国よりもE U全体の利益を代表することが求められており、委員の合議体としての欧州委員会のほかに「総局」と呼ばれる約25,000人の職員からなる官僚組織を有している。

E Uの環境立法について言うと、「規則」（加盟各国に直接適用され、各加盟国での国内法的手当てを要しない。REACH規則等）「指令」（直接適用されないが、加盟各国は当該指令を実行するための国内法的手当てを求められる。RoHS指令等）「決議」、「勧告」、「意見」などがあるが、一般的には指令の形式をとることが多い。

環境法案は欧州委員会が提出するとともに、この法案は立法過程で重大な修正を余儀なくされることは例外的であり、欧州委員会が規制にかかる論題を選択し、具体化と指令の内容をほとんど決定し、それらの優先順位を決めている。そして、欧州委員会の指令が加盟各国の環境法の内容を拘束、ないし重要な構成要素となっていることは、E Uが思い切った環境政策を進めることが出来ることにつながっている。

E Uが気候変動対策や化学物質対策で世界に先駆け思い切った政策を展開できる背景にはこのような欧州委員会の強力な地位があるが、E Uが拡大し、域内に先進地域と後進地域が含まれるようになるとその利害対立も多くなる。

E Uが地域共同体として、成り立ち得るためにはこの利害対立を調整し、加盟各国が多少の不満が残っても納得できることが必要であるが、そこにはどのようなシステムがあるのであろうか。

## （2）加盟国を納得させるシステムとしてのサイエンス

E Uは、構成国による調停・批准を経た条約を基礎にする前例のない政体といわれているが、これはE Uという巨大な単一国家があるのではなく個々の国家は引き続き存在し、加盟国間の共通利益の認識と協調的關係によって支えられている。そして、この協調的関

係について考えるときに重要なことは、EUには加盟各国の不満を圧倒的力で押さえつけるという意味での権力がないということである<sup>12</sup>。

これは、これまでの歴史上の帝国、ソビエト連邦に見られるように傘下の各国の利害を調整しながらも帝国等の支配に従わないときには軍事力を含め圧倒的力を持ってこれに従わせるという政体とは異なるということである。

この点、EUの最高意思決定機関である欧州理事会は半年毎の議長国の輪番制であったが、このことは、大国が小国を力で押さえつける議論が通用しないことにもつながり、議論の軸は中小国の立場も配慮した衡平性を裏付ける「サイエンス」や「理論」であり、これらを応用した経済モデル等の各種モデルや実践例に向かわざるを得なかったといえる。

もっとも、この輪番制は力点を置く課題が揺れ動くという弊害もありEU大統領ともいふべき欧州理事会常任議長を創設する新基本条約のリスポン条約が2009年12月に発効することになったが、このEU大統領選出のドラマにおいても加盟中小国の利益が強調されている<sup>13</sup>。

## 8. 環境問題を通じての東アジア共同体創設の可能性

2009年9月、鳩山総理は就任後初の国連総会での演説で、我が国は東アジア共同体構築に向けて挑戦する旨を表明し、同10月、第173回国会における所信表明演説で「他の地域に開かれた、透明性の高い協力体としての東アジア共同体構想を推進」していきたい旨を述べ、俄かに東アジア共同体構想への関心が高まっている。その具体的内容については今ひとつ明らかでないが、東アジアにはEUのような長期にわたる統合の歴史がなかったとともに、関係諸国間では宗教も異なり、政治体制も異なる。また、米国との関係をどうするかという重要な問題も横たわっている。

反面、東アジアにおいては工業製品を中心とした一大経済共同体が出来上がっていると同時に、域内各国間相互のFTA（自由貿易協定）も多く結ばれている。通貨についてもドルを機軸としつつもアジア共通通貨への実質的な統合が進みつつある。また、これに加え、地球温暖化、化学物質において人類の生存という最大の利益を共有する問題についての対応が迫られている。

ここでは、東アジア共同体実現の可能性を探るため 共同体創設における価値観の問題 共通の利益の問題 共同体を実現するためのツールについて、筆者の考えを述べてみる。

### (1) 共同体創設における価値観の問題

---

<sup>12</sup> EU諸国の安全保障に関係する軍事組織としてNATO（北大西洋条約機構）があるが、アメリカが主軸であるほか構成国はEU加盟国と必ずしも一致していない。NATOは当初ソビエト連邦を中心とする共産圏に対抗するために設けられたが、冷戦終結後は脅威対象として周辺地域における紛争を挙げ、域外、域内における紛争予防及び危機管理に重点を移している。

<sup>13</sup> EU大統領の選出にあたっては当初ブレア・イギリス前首相が有力候補とされていたが、大統領は中小国の調整型指導者が望ましいとの共通認識が広がり、また独仏の反対もあり、本稿執筆時点（2009年11月）ではベルギーのファンロンパイ首相が最有力候補とされている。

EUは、マーストリヒト条約（1991年）で加盟を希望する国は、自由、民主主義、人権の尊重、法の支配といった理念を尊重することが挙げられており、現在のところ宗教的にもキリスト教という共通の基盤がある。これに対し、東アジアにおいては自由主義体制の国もあれば社会主義体制の国もあるし、法治の国と言いながらも人治の影響の強い国もある。また、宗教においても仏教からキリスト教の国もあれば、イスラム教の国もある。日中韓の三国には儒教文化という共通のバックボーンがあるといってもそのことが三国を一つの方向に結び付けるほどのものかは判断しづらいものがある。

このことから、東アジア共同体は夢物語、乃至はできても何十年も先の話として、実現可能性については懐疑的な意見が多い。

しかし、永遠に続くかと思われた自由主義国と社会主義国の対立がベルリンの壁の崩壊で瞬く間に崩れ、超大国のソビエト連邦があっけなく解体されたことを思うと、共同体の形成に政治的、社会的価値観の同一性は決定的な要素であるのか疑問を感じるのである。

EUは、そもそもドイツとフランスが争い、ヨーロッパが再び戦火にまみえることがないようにとの政治的意図を持って設立されている。このことからすると、EUを構成する国々は共通の価値観が必要だと考えられるし、価値観の異なる東西両陣営が対立する冷戦時代にEUが発展してきたことを考えると共同体の成立には価値観が共通することが必要不可欠とも思える。しかし、EUは当初西側諸国6カ国で発足したものが、共産主義体制崩壊後には東欧諸国が加盟し、さらに2007年に後進地域といえるブルガリア、ルーマニアが加盟し、さらに、トルコの加盟も取りざたされている。今日のEUは、発足当初の姿から大きな変貌を遂げているのである。

まず、自由、民主主義、人権の尊重という価値観についてであるが、これは国家と国家が付き合う上で、相手が信頼できるかどうかは重要な要素であり、冷戦時代においてはイデオロギーの対立が増幅し相互の不信感を極限にまでに高め、キューバ危機（1962年）で核戦争の瀬戸際までいった。しかし、現代においては原理主義的なイデオロギーの対立は影を潜め、社会主義においても社会主義市場経済がとられ、自由主義、資本主義国家においてもギャンブル資本主義の弊害が明らかになり、規制の必要性が叫ばれる時代になっている。

宗教についてはどうであろうか。過去の歴史を辿るなら一時的な宗教弾圧はあるものの各帝国においても、帝国はもとより一国の中でも、国家の権威を認める限りは宗教は国家や共同体の存立に影響を及ぼすものではなかった。

共同体が構成諸国の集合体である以上、その中に覇権（イデオロギーを含めて）を目指す国の参加を認めることはできないであろう。また、法治を認めない国とは安心して共同体を組めないであろう。しかし、共同体としての共通の利益があり、その利益のために構成諸国と協調する意思があるのであれば、各構成国家間の政治的、社会的価値観の相違はそれが多様性の範囲に止まる限りは、決定的な要因とはならないであろう。

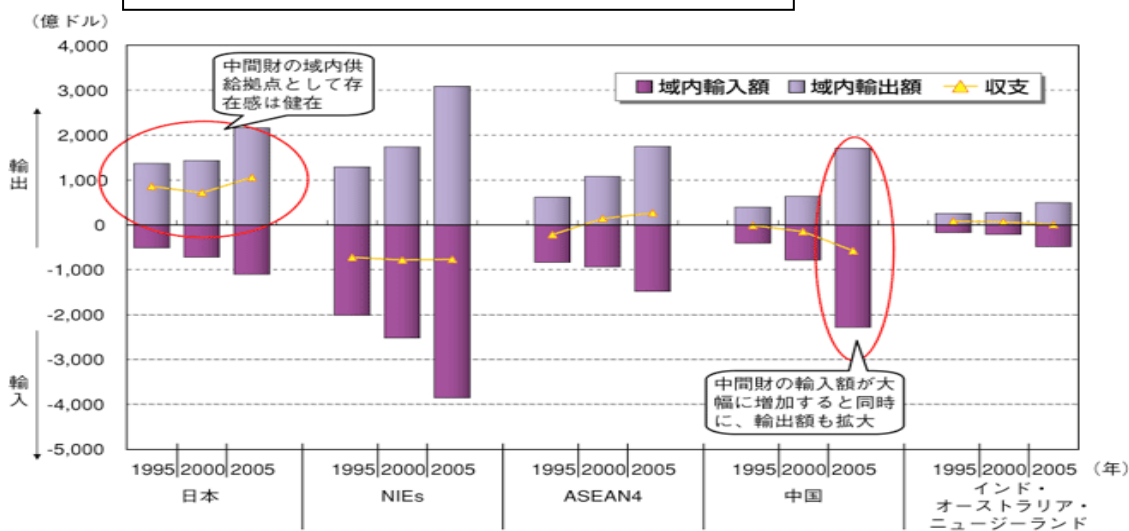
## （2）共同体創設に当たっての共通の利益について

共同体としての共通の利益があり、その利益のために構成諸国と協調する意思があれば、共同体の創設が可能であるとして、この共通の利益とは何であろうか。

まず、共同体を結び付ける利益として最も現実的なものは経済的利益である。なぜ、国家が結び付いて共同体が形成されていくのかを考えると、それは結局、経済合理性を求めからではないかと思う。国家・国境が存在し、それが国民に支持されるのは、それによって国民の利益が守られているからである。経済規模が小さいときには国境で守られることが資源の最適配分につながり経済合理性を持つであろう。しかし、経済規模が拡大し、その領域を広げる時、国境は関税については貿易にとってのコストとなり、多通貨は交換コストの増大、為替リスクの増大につながる。国境は経済合理性にとっては邪魔な存在となるのである。このことから関税を撤廃し、通貨を統合することは自然な流れであり、それが共通の経済政策、共同体の形成、につながっていくのである。

この経済合理性の動きについてみると、東アジアは工業製品の一大生産基地として発展し、相互依存関係を増し、障害となっていた国境は域内各国間のFTA（自由貿易協定）という形で綻びはじめている。また、金融・通貨については、電子化・インターネットの発達した現代においては、ドルやユーロでも十分に経済合理性を発揮できるかと思われたが、アジア通貨危機（1997年）の体験は欧米金融機関への不信を呼び起こし、東アジア地域における独自の金融・通貨の必要性を実感させ、それが、通貨バスケットによるのか、人民元（日本円）によるのか、アジア共通通貨によるのかはともかくとして、通貨統合への歩みが進んでいる。

図4 東アジア域内における中間財貿易の推移



（備考）輸入は符号をマイナスとしている。  
（資料）独立行政法人経済産業研究所「RIETI-TID2006」から作成。

出所：2007年版通商白書

このように経済的利益を中心に地域統合が進んできたのがこれまでの歴史であるが、近時、新しく地域統合の核になる経済的利益以上の価値を有する利益が現れ始めている。

経済的利益以上の利益とは何かと言うと人類の生存のための利益である。例えば、新型インフルエンザのパンデミック対策は、国境、地域を越えた利益であるし、明らかになり

つつある地球温暖化、化学物質の問題も人類の生存のための利益として共同体を形成する上での大きな共通の利益となるであろう。この地球温暖化対策、化学物質対策によって得られる利益は、前述したように人類生存のための利益にプラスして経済的利益の面も有するので、地域統合による利益は、従来型の経済的利益よりも大きいものかもしれない。

### (3) 共同体を実現するためのツールについて

このように共同体を形成する利益が各国にあるとしても、現実には既得権や先行利益をめぐっての争いがあり、利害調整の困難性から共同体の形成がうまく行かないのが現実である。しかし、各々の利害関係者が自分の利益ばかりを主張していればいつまでたっても経済合理性は達成されず、結局、長期安定的な利益は得られない。メルケル・ドイツ首相はこれを『第2の壁』<sup>14</sup>と表現したが、この壁を打ち破るにはツールが必要である。そして、このツールが何であるかといえば、共同体への参加者が納得できる利害調整のための客観的な基準であり、各種の研究成果によって得られたサイエンスである。

例えば、経済合理性は利害調整のための重要なツールであり、分配論を始めとする各種の経済理論がある。筆者はその専門家でもなくこれを詳しく述べる能力も紙面の余裕もないが、経済学の使命が財の有効利用、適正配分であるとするならば、利害関係者の誰しもが納得できる基準を策定することは可能であり、これに基づく衡平な分配は共同体に参加する者たちの支持と信頼を確保できよう。

温暖化問題、化学物質問題という人類の生存のための利益についてのツールはどうか。これらの利益は経済的利益に優先しているのは明らかであるが、欠点はその利益が未来になって初めて現実化することである。このため必要性はなかなか理解されず、「未来の利益より、現在の利益」が優先されてしまうのである。この問題に対し提供できるツールは、より確実な未来像の『予測』であり、これこそが筆者がこれまで縷々述べてきたサイエンスそのものであり、具体的にはIPCCはじめ各種の研究機関が発表している研究の成果である。

より確実な未来像を示し、そこで侵害される人類の生存のための利益を示し、この侵害を最小限にとどめるための政策を明らかにし対策をとっていく。具体的には、削減しなければならない温室効果ガスの全体量を画定し、これを世界各国がどのような配分で削減量を受け入れるかを決めていくのである。問題点と結論は極めて単純である。

行わなければならない結論は決まっているが、問題はその結論をどう受け入れるかである。この点、COP15での国別削減量の合意が悲観視されているように、最先進国から最後進国まで、国の規模も経済的一体性も異なる国々が一斉に協議する国連の場だけでは利害の調整はかなりの困難を伴うと思う。

この点、EUにおいては京都議定書でEU全体に割り当てられた温室効果ガス - 8%の

---

<sup>14</sup> メルケル・ドイツ首相は米国議会での演説(2009年11月)で気候変動問題を「第2のベルリンの壁」と表現し、この壁とは「精神の中の壁であり、近視眼的な自己利益の壁であり、現在と将来との間にある壁」と語っている。



削減を実施するために、各国毎の事情に応じて各国別の削減率を決定している。このことは京都議定書という本来なら国際会議での交渉の場で国毎に決定される事項をEUというブロックが引き受けこれをブロック内で配分しているとも考え得る。つまり、EUは、京都議定書会合の割当作業のローカル版そのものだといえるのである。このローカル版削減交渉を東アジア・ブロックが引き受けることに新たな地域共同体の役割を見出せないであろうか。

温室効果ガスの削減は、世界中の国々が参加しなければ意味のないことであり、今後、東アジアの途上国を含めた国々の削減も不可欠になる。とするならこの具体的割当作業は、全世界同時参加の会議で決定した大枠をEUの割当方式を参考に東アジア共同体で行うことにも共同体形成の意義があるのではないだろうか。

また、前述のように、排出量取引についてみると、その取引が創設された目的はCO<sub>2</sub>を削減するというものであるが、その経済的機能だけを見ると、通貨や金融商品の取引と同じであり、東アジア各国が独自の国内排出量取引制度を設けるよりも地域で共通の取引制度を設けたほうが合理的である。これは東アジア共同体構築において議論されている通貨の統合の問題と平行に考えられるものである。

化学物質についてはどうか。

東アジア地域は、主に日本発の工業生産品の国際分業を行うことで発展してきた。このことは環境の側面からいうと、生産の地域国際分業により工業生産に伴う公害・環境負荷（CO<sub>2</sub>の排出も含めて）が日本から東アジア地域に移転されたとも言う。その結果、例えば、中国では激しい公害問題を引き起こしているが、EUでの化学物質規制が強まると汚染された水、土壌の下で生産される食料や、有害化学物質の混入した製品はEUには輸出できなくなるということで、東アジアの途上国においても環境汚染対策、化学物質対策が進んでくるということである。国際分業の進んだ東アジアにおいて、その完成品をEUへ輸出するに際し、特定部品が原因でソニーショックのようなことが起こらないとも限らない。とするなら、一大生産拠点として国際分業の進んでいる東アジアにおいて、化学物質対策の面からも地域共同体を形成することのメリットは大きいのではないだろうか。

## 9．最後に

これまで、地球温暖化と化学物質という二つの問題を通して東アジア共同体の可能性について論じてきたが、東アジア地域においては、膨大な人口の下で、中産階級の増加、貧困層の生活向上に伴うエネルギー消費、CO<sub>2</sub>の排出増加が最大の問題になってくる。エネルギー需要の増加に対応するためには、原子力発電所も必要になってくるであろうが、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの利用が不可欠となる。筆者は、そのためにはバングラディッシュのグラミン銀行が行っている環境版マイクロクレジットを参考に気候変動対策版マイクロクレジットを行っていくことが必要だと考えている。そして、そのためには東アジア共同体を創設することが必要だと考えているが、これは今後、機会があれば取り上げたい。

東アジアにおける共同体創設に向けての現実の動きはどうであろうか。ASEANではASEAN憲章が発効し(2008年12月)共同体としての形が整いつつあるが、東アジア共同体が想定するASEAN+3(日中韓)となると未だにその道筋が見えてこない。

しかし、中国や東南アジアにおいては環境問題についても市民の意識は着実に高まってきており、国境を越える動きが高まってきている。NGO等の活動を嫌っていた中国においても公害問題に関してはNGOを積極的に活用しているし、ASEANにおいても市民社会ネットワークの形成が始まっている。

東アジアにおいては2004年12月のスマトラ島沖大地震・大津波と2008年5月の四川大地震と立て続けに巨大な災害が起こった。その際、筆者の印象に残ったことは政府間交渉に手間取る国家間の救援活動を尻目に、機敏に救援活動を行っていた民間団体、NGOの姿であった。また、ベトナム戦争に始まり、現在のイラク、アフガン紛争に至る近年の大規模軍事行動の無意味さ非効率さである。歴史は明らかにパワー(国家権力)としての国家から共通の利益を求める共同体としての国家に変わってきている。このような流れを見ると、東アジアにおいても何らかの形の共同体が形成されることは最早夢物語ではないと思うのである。

#### 【参考文献】

- 浅岡美恵他『世界の地球温暖化対策』学芸出版社、2009年8月  
川名英之『世界の環境問題 第1巻ドイツと北欧』緑風出版、2005年12月  
『特集 欧州の環境戦略』環境情報科学センター、環境情報科学2009年、38巻1号  
諸富徹・鮎川ゆりか『脱炭素社会と排出量取引』日本評論社、2007年10月  
進藤栄一『東アジア共同体をどうつくるか』ちくま新書、2007年1月  
谷口 誠『東アジア共同体 - 経済統合のゆくえと日本』岩波書店、2004年11月  
平川 均他『東アジア地域協力の共同設計』西田書店、2009年10月  
近藤健彦訳『ジャン・モネ 回想録』日本関税協会、2008年12月  
羽場久美子『拡大ヨーロッパの挑戦』中央公論新社、2004年6月  
大西義久『アジア共通通貨』蒼蒼社、2005年1月  
奥真美『ポスト2012年に向けた気候変動政策の法的枠組み』都市政策研究、2008年第2号
- 杉本勝則『二つの地球環境問題と東アジア共同体(その1)』参議院「立法と調査」297号、2009年10月  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2009pdf/20091001032.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20091001032.pdf)  
同『地球温暖化対策の本質を考える - グリーン・ニューディールを進めるにあたって - 』同288号、2009年1月  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2009pdf/20090113144.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20090113144.pdf)  
同『2050年温室効果ガス半減社会に向けて』同275号、2008年1月  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2008pdf/20080118100.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2008pdf/20080118100.pdf)  
同『地球温暖化の未来と日本の役割』同269号、2007年6月  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2007pdf/20070615018.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2007pdf/20070615018.pdf)